

平成18年（行コ）第124号

控 訴 人 国

被控訴人 ほか8名

控 訴 理 由 書

平成18年5月26日

東京高等裁判所第16民事部 御中

控訴人指定代理人

北	蘭	信	孝
伊	東	浩	司
三	宅	智	尋
東		亜	由美
乙	部	竜	夫
堀	米	明	夫
石	山	順	一
露	崎	浩	司
石	原	さ	やか

送達場所

〒102-8225

東京都千代田区九段南一丁目1番15号

九段第2合同庁舎

東京法務局訟務部

(FAX 03-3515-7307 堀米あて)

(電話 03-5213-1296)

第1	はじめに	1
1	事案の概要	1
2	原判決の要旨	1
3	控訴理由の概要	2
第2	法3条1項の一部のみを違憲無効とする合憲解釈を行うことは実質的な立法行為であり許されないこと	5
1	はじめに	5
2	原判決の判示	6
3	憲法10条の趣旨と国籍立法の意義	6
4	憲法14条違反を理由に裁判所が国籍取得の要件を創設することは許されないこと	7
5	原判決の誤り	9
第3	法3条1項は憲法14条1項に違反しないこと	11
1	国籍立法に関する立法裁量の広範性と平等原則の適用	11
(1)	国籍立法についての立法裁量の広範性	11
(2)	国籍立法と憲法14条の平等原則	12
ア	憲法14条1項は合理的な根拠に基づく差別を禁止するものではないこと	12
イ	合理的な根拠に基づく差別であるか否かについての審査基準	12
2	国籍取得に関する立法主義と国籍法の制定及び改正の経緯等	13
(1)	国籍の取得に関する立法主義	13
(2)	我が国における国籍立法の沿革	14
ア	旧国籍法（明治32年法律第66号）	15
イ	現行国籍法の制定（父系血統主義）	15
ウ	昭和59年改正（昭和59年法律第45号）	17
(7)	父母両系血統主義の採用	17

(イ) 届出による国籍の取得制度の創設	19
3 我が国における国籍付与の基本理念は家族関係に由来する我が国との密接な結合関係にあること	19
(1) 我が国における国籍付与の基本理念	19
(2) 血統主義は出生による国籍付与に関する一つの立法主義にすぎず、これを絶対視すべきではないこと	20
4 法3条1項の準正による国籍取得制度の合理性	21
(1) 内容	21
(2) 法3条1項の立法目的の合理性	21
(3) 準正によって嫡出子となった子と非嫡出子の間に国籍取得の在り方についての差が生ずることも何ら不合理ではないこと	22
ア 法3条1項の準正要件は合理的な要件であること	22
イ 我が国は法律婚尊重主義の法政策を採用していること	23
ウ 日本人父の非嫡出子に「極めて大きな不利益」が生ずるとはいえないこと	25
(7) 原判決の判示	25
(イ) 法3条1項の要件を満たさない日本人父の子を法8条1号の簡易帰化制度の対象とした立法政策に不合理な点はないこと	26
エ 日本人父の非嫡出子についても届出のみによる国籍取得を認めることは偽装認知を助長させるおそれも否定できないこと	28
オ 諸外国の立法例は我が国には直ちに妥当しないこと	29
5 法3条1項は憲法14条1項に違反しないこと	30
第4 結論	31

第1 はじめに

1 事案の概要

被控訴人（第一審原告）らは、フィリピン国籍の女性の子として出生した者であり、フィリピン国籍を有するところ、いずれも、日本国籍を有する父から認知を受けたが、父母の間に婚姻関係はない。

本件は、国籍法（以下「法」という。）3条1項に基づき、日本国籍取得の届出をしたという被控訴人らが、法3条1項のうち、父母の婚姻を非嫡出子の国籍取得の要件とした部分は、非嫡出子に対する不合理な差別であって憲法14条1項に違反するから、法3条1項の婚姻要件は無効となり、その結果、被控訴人らは本件届出のときに日本国籍を取得したことになるとして、日本国籍を有することの確認を求めた事案である。

2 原判決の要旨

原判決は、国籍の得喪に関する法律要件の区別が、憲法14条1項に違反するかどうかは、その区別が合理的な根拠に基づくものといえることができるかどうかによって判断すべきであるとした上（14ページ）、法3条1項の基本的思想は、「出生時に日本国民である父と法律上の親子関係を有していることが認められなかったことから、同法2条1号によっては日本国籍を付与されなかった日本国民の実子についても父母両系血統主義をより拡充、徹底するため、届出制によって日本国籍を認めようとしたものである」（25ページ）が、「父が日本国民である非準正子に限り、届出をしても日本国籍を取得することができないことは、相対的に見て、極めて大きな不利益である」（31ページ）から、「法3条1項は、日本国籍取得の条件として父母の婚姻という要件、すなわち準正要件を設けたことを説明し得る十分合理的な理由がない限り、憲法14条1項に違反する」とした（32ページ）。そして、「国籍取得のために子と我が国との強い結び付きないし帰属関係を要求することは、我が国の国籍法上、父母両系血統主義と並び立つような重要な

理念であるということとはできず、・・・また、法律上の婚姻の成否によって、
・・・我が国との強い結び付きや帰属関係の有無を一律に基礎付けることも
できず、法律婚の尊重、基準の客観性、偽装認知のおそれ及び各国の法制度
という観点から見ても、いずれも上記区別を十分合理的に根拠付けることは
できないというべきである」として（63ページ）、「この区別は、合理的な
根拠に基づくものであるとはいえず、憲法14条1項に違反する不合理な差
別であるといわざるを得ない」（同ページ）とした。さらに、この場合、法
3条1項につき、「できるだけ合憲的に解釈すべき」として（64ページ）、
同項のうち、「婚姻及びその」並びに「嫡出」の部分に限って憲法14条1
項に違反し、違憲無効である旨判示して（66ページ）、日本人父から認知
を受けたにすぎない被控訴人らが届出により日本国籍を取得したと認めた。

3 控訴理由の概要

(1) 法3条1項につき、憲法14条1項違反による違憲無効を論じてみたところ
で、同項が違憲によって無効になるならば、同項の届出による日本国籍
取得の制度そのものがなくなってしまうだけで、出生した後に父から認
知を受けたが、父母が婚姻しないために嫡出子たる身分を取得しない子が
日本の国籍を取得する制度が創設されるわけではない。したがって、法3
条1項が憲法14条1項に違反し無効であるという主張は、被控訴人らの
国籍確認請求を理由あらしめる主張とはいえないのであるから、この主張
に対する判断を裁判所が示すことは、具体的な紛争の解決に直接かわり
のない事項に対して憲法判断を示すことになるといわざるを得ない（東京
高裁平成18年2月28日判決（以下「東京高裁平成18年判決」とい
う。）・乙第12号証6，7，10ページ）。

これに対し、原判決は、上記のとおり、法3条1項中の準正要件を定め
る部分のみが違憲無効であると判断して、被控訴人らの日本国籍を有する
ことの確認請求を認容した。

しかし、憲法10条は、「日本国民たる要件は、法律でこれを定める。」と規定し、どのような要件でいかなる手続の下に日本国籍の取得を認めるかという制度設計は、我が国の歴史的事情、伝統、環境等の要因に基づく立法府の裁量にゆだねている。そのため、日本人父から認知を受けた非嫡出子に日本国籍の取得を認めるとしても、その方法として法3条1項の届出による国籍取得の方法によらなければならない必然性はなく、その要件や手続についての選択は、立法府の権限に属している。ところが、原判決のように法3条1項のうち「婚姻及びその」並びに「嫡出」の部分のみを違憲無効として被控訴人らが日本国籍を取得したことを認めるならば、それは結局、上記のように憲法が、日本国籍取得の要件や手続について、立法府の選択にゆだねたにもかかわらず、裁判所が、合憲的解釈の名を借りて、日本国籍の取得の要件と手続を自ら創設することにほかならないのであり、裁判所がこのような国会の本来的な機能である立法作用を行うことは許されないというべきである（東京高裁平成18年判決・乙第12号証9ページ）。

- (2) この点においても、法3条1項は、不合理な差別を規定するものではなく、憲法14条1項に違反しないというべきである。準正により日本国民の嫡出子たる身分を取得した者に届出による国籍の取得を認める法3条1項は、国籍法及び戸籍法の一部を改正する法律（昭和59年法律第45号。以下「昭和59年改正」という。）によって、法2条1号の出生による国籍の取得に関する父系血統主義の規定が改められ、父母両系血統主義が採用された際に、新設された制度である。

すなわち、法2条1号は、日本国籍の生来的な取得につき、単なる人間の生物学的出自を示す血統を絶対視することなく、子の出生時に日本人の父又は母と法律上の親子関係があることをもって我が国と密接な関係があるとして、国籍を付与しようとするものであり、このような立法政策に合

理的な根拠のあることは、最高裁判所平成14年11月22日第二小法廷判決（判例時報1808号55ページ。以下「最高裁平成14年判決」という。）も認めるところである。その結果、日本人の父の子は、母が外国人であれば、出生時に父子関係が確定している場合（子が嫡出子である場合又は父から胎児認知されている場合）でなければ、出生により日本国籍を取得しないことになる。

しかし、日本人父の子の出生が父母の婚姻の前であるか後であるかの違いによって国籍取得の在り方に違いが生ずる不均衡については、これのできる限り是正する必要があるとして、法3条1項による届出による国籍取得の制度が新設された。これは、我が国では往々にして、子が生まれてから婚姻の届出をすることも少くないという実態があったことを考慮したものであり、「父母の婚姻」を要件としたのは、非嫡出子を差別することを目的としたものではない。

また、準正子の場合には、準正により父が子について親権、教育監護する権利義務を有するようになるなど、法制度上日本人の父との間の親子関係がより密接なものとなるから、このような準正子に生じる我が国とのより強い結合関係に注目し、準正子に届出による国籍取得を認めることは何ら不合理ではない。法3条1項は、以上のような我が国における家族観に基づくもので、このような立法政策については、法律婚尊重主義という我が国の基本的な法政策全般とも良く整合するものであって、これを裁判所の価値判断によって不合理とすることはできない。

そして、以上のような法3条1項が設けられた結果、等しく日本人父の認知を受けた外国人母の子のうち、父母が婚姻した準正子とそうでない非嫡出子との間に日本国籍取得の在り方について差異が生ずることになった。しかし、血統主義は、国籍の生来的取得の在り方について複数存在する立法主義の一つにすぎず生後認知の場合にまで妥当するものでない上、生来

的な国籍につき、血統を絶対視することなく、法律上の親子関係に基づく我が国との密接な関係の有無によって差異を設けることが不合理でないことは、最高裁平成14年判決も認めるところである。しかも、法3条1項の要件を満たさない日本人の父の非嫡出子については、法8条1号による要件が極めて緩和された簡易な帰化手続の対象とされているのであり、極めて大きな不利益を受けるというわけでもないから、このような法の立法政策には十分な合理性があり、法3条1項は憲法14条1項に違反するものではない。

第2 法3条1項の一部のみを違憲無効とする合憲解釈を行うことは実質的な立法行為であり許されないこと

1 はじめに

前記第1の2のとおり、原判決は、法3条1項中、届出による日本国籍取得の条件として父母の婚姻という要件、すなわち準正要件を設けた部分につき、合理的な根拠がなく、憲法14条1項に違反し無効であるとしたものである。

しかし、法3条1項につき、憲法14条1項違反による違憲無効を論じてみたところで、同項が違憲によって無効になるならば、同項の届出による日本国籍取得の制度そのものがなくなってしまうだけで、出生した後に父から認知を受けたが、父母が婚姻しないために嫡出子たる身分を取得しない子が日本の国籍を取得する制度が創設されるわけではない。したがって、法3条1項が憲法14条に違反して無効であるという主張は、被控訴人らの国籍確認請求を理由あらしめる主張とはいえないのであるから、この主張に対する判断を示すことは、具体的な紛争の解決に直接かかわりのない事項について憲法判断を示すことになるといわざるを得ない（東京高裁平成18年判決・乙第12号証6, 7, 10ページ）。

これに対し、原判決は、次の2の判示のとおり、合憲的に解釈するとして一部違憲無効としたが、これは、後記3以下のとおり、憲法が立法府にゆだねた日本国籍の取得の要件及び手続を裁判所が合憲的解釈の名を借りて自ら創設することにほかないのであり、裁判所がこのような国会の本来的な機能である立法作用を行うことは許されないというべきである（東京高裁平成18年判決・乙第12号証9ページ）。以下詳述する。

2 原判決の判示

原判決は、「法律の規定は、できるだけ合憲的に解釈すべきであるから、同項のうち、一部を違憲無効と解することで足りるのであれば、そのように解するにとどめるのが相当である」（64ページ）とした上、「国籍法3条1項は、父母両系血統主義を採る同法2条1号による国籍の付与を更に拡充する規定であり、同号は法律上の親子関係を要求するものの、父母の婚姻関係まで要求していないことにもかんがみれば、同法3条1項における中核的な要件は、・・・日本国民である父又は母から認知された子という部分・・・であって、・・・準正要件は、重要ではあるものの、中核的なものではない」、「両部分が本来的に可分であり、準正要件については合理性が認められず、また、準正要件は中核的なものではないと解される以上、国籍法3条1項のうち、準正要件を定める部分のみを違憲無効と解すべきである」（65、66ページ）と判示した。

3 憲法10条の趣旨と国籍立法の意義

上記のような法3条1項を一部違憲無効とする合憲解釈が許されるか否かを検討するに当たっては、そもそも憲法が国籍取得の在り方についてどのような立場を採用しているかをみてもみる必要がある。憲法は、国籍の得喪に関する要件につき、10条において「日本国民たる要件は、法律でこれを定める。」と規定して、これを法律によって定めるべきものとするものの、その要件の具体的内容について明示するところがない。これ以外には、憲法上、

国籍の得喪について定める規定はなく、日本国民たる父母がその子に日本国籍を承継させる権利又は日本国民の子が日本国籍を取得する権利は存在しないのである（細川清「国籍法の一部を改正する法律の概要」民事月報39巻6号9ページ、石黒一憲「国際法と両性平等」法学教室1981年6月号101ページ、東京高裁昭和57年6月23日・判例時報1045号78ページ、その原審である東京地裁昭和56年3月30日判決・判例時報996号23ページ）。

これは、国際法上も、国籍の得喪に関する立法が国家の対人主権の範囲を画するものとして各国の自由にゆだねられていることを踏まえ、憲法は、具体的にいかなる者を我が国の構成員とするかという制度設計については、代表民主制の原理に基づき、国会が、全国民を代表する立場において、我が国の歴史的事情、伝統、環境等様々な要因を総合的に考慮して合理的に定める立法裁量にゆだねたものと解される。最高裁判所も、国籍法2条1号の合憲性が問題となった国籍確認等請求訴訟において、「国籍は国家の構成員の資格であり、元来、何人が自国の国籍を有する国民であるかを決定することは、国家の固有の権限に属するものであり、国籍の得喪に関する要件をどのように定めるかは、それぞれの国の歴史的事情、伝統、環境等の要因によって左右されるところが大きいことから、日本国籍の得喪に関する要件をどのように定めるかを法律にゆだねる趣旨である」（最高裁平成14年判決）として、同様の見解に立つことを判示している。

4 憲法14条違反を理由に裁判所が国籍取得の要件を創設することは許されないこと

もともと合憲解釈とは、人権を制約する立法の適用範囲を限定するための判決技術として展開されてきたものであるが、ここでの合憲解釈は、解釈によって法律の適用範囲を拡大しようとするものであり、前者を合憲限定解釈とすれば、後者は合憲補充解釈というべきものである。前者が通常は法律の

適用範囲を狭めることにより当該事件へのその適用を拒否するにとどまるのに対し、後者は、適用範囲を拡大（創設）するという意味でまさに積極的な立法作用としての性格を有しているため、権力分立論との関係での限界も考慮する必要がある（藤井俊夫・判例評論273号169ページ）。

これを本件についてみると、どのような要件でいかなる手続の下に国籍の取得を認めるかという国籍取得の在り方については複数の選択肢が考えられるが、憲法は、国籍取得の要件についてはなんら定めをおいておらず、これを立法府が制定する法律にゆだねていることは、前記3のとおりである。日本人父から認知を受けた非嫡出子に日本国籍の取得を認めるとしても、その方法として法3条1項の届出による国籍取得の方法でなければならない必然性はなく、その要件や手続についての選択は、立法府の権限に属しており、合憲補充解釈の名を借りて裁判所がこの選択を行い、要件や手続を創設することは、司法による政策選択・立法となり許されない（畑尻剛・憲法判例百選Ⅰ（第二版）48ページ参照）。

本件と同様の点が争われた東京高裁平成18年判決（乙第12号証9ページ）も、法3条1項「のうち「婚姻」ないし「嫡出子」を要件とする部分だけを違憲無効とし、もって同項を上記のように拡張ないし類推適用するべきであるとの主張」は、「結局、裁判所に類推解釈ないしは拡張解釈の名の下に国籍法に定めのない国籍取得の要件の創設を求めるものにほかならないというべきところ、裁判所がこのような国会の本来的な機能である立法作用を行うことは許されない」と判示しているところである。

また、父系血統主義を定める昭和25年法2条1号ないし3号の合憲性が争われた国籍確認訴訟において、東京高裁昭和57年6月23日判決（判例時報1045号78ページ）も、「憲法によって裁判所に与えられた違憲立法審査権は、存在する規定についてそれが違憲であるかどうかを審査し、違憲と判断したときにはこれを無効として、つまりいわば存在しないものとし

て、適用しないことを本質とする。ある規定が実定法上に存在しないとき、それがいかに憲法上望ましいものであろうとも、違憲立法審査権の名の下に、これを存在するものとして適用する権限は裁判所に与えられていない」と判示している。江橋崇・ジュリスト792号14ページは、同事件の原告が求めた合憲的解釈を「合憲補充解釈」とし、「合憲補充解釈の手法は、しかし、現行の違憲立法審査権の範囲を越えている。」、違憲立法審査権は、「違憲な法律を排除する権限であって、法律を改正する権限にまでは及びえない。本判決が権力分立論の立場からこれを否定したのは正当である。」と論じている。

5 原判決の誤り

(1) この点、原判決は、「国籍法3条1項の基本的思想とは、(1)国籍法が基調とする父母両系血統主義を前提として、出生後に日本国民である父と法律上の親子関係があると認められるに至ったものの、出生時には、これが認められなかったために、同法2条1号によっては日本国籍を付与されなかった日本国民の実子について、父母両系血統主義を徹底、拡充するため、届出によって日本国籍を取得させようとしたものであり、(2)ただ、同じ日本国民の実子であっても、父親から認知を受けたにすぎない非嫡出子の場合、父親と生活上の一体性を欠き、家族としても共同生活が認められないのが通常であって、そのため我が国との結び付きも強いものとはいえないという理由で、国籍付与の対象から除外したものである」(64ページ)との理解を示した上、上記(1)の部分には合理性があるが、上記(2)の部分には合理性があるということとはできないとして、後者に関する法3条1項の準正要件(正確には父母の婚姻要件)を一部違憲無効とする解釈をした。

(2) しかしながら、後記第3においても詳述するとおり、法3条1項は、昭和59年改正によって、出生による国籍の取得に関する父系血統主義の規

定が改められ、父母両系血統主義が採用された際に、日本人父の子の出生が父母の婚姻の前であるか後であるかだけの違いによって国籍取得の在り方に違いが生ずることの不均衡をできる限り是正することを目的として新設された制度であるから、「父母の婚姻」が要件とされているが、非嫡出子を差別することを目的としたものではない。

また、準正子の場合には準正によって父が子に対して親権や教育監護する権利義務を有するようになるなど日本人の父との間の親子関係が法制度上より密接なものになるから、このような準正子に生ずる我が国とのより密接な結合関係に注目したものであって、合理的な理由がある。他方、父母両系血統主義は出生による国籍付与に関して複数存在する立法主義の一つにすぎず、これを絶対視すべきではないから、上記のような立法政策を採ることは何ら不合理ではないのであり、原判決は、法3条1項の立法目的の合理性についての理解を誤るものである。

- (3) また、合憲補充解釈の場合にも、合憲限定解釈の場合と同じく、「通常の解釈原理にもとづく法解釈（ここでは拡張解釈ないしは類推解釈）からあまり大きく乖離するものであってはならない」（前掲藤井169ページ）。芦部信喜・憲法の争点（新版）261ページは、「その解釈が合理的に成立しうる場合に限って正当化される。解釈の合理性は、法文と立法目的の二つの面から判定される。」と、高橋和之「憲法判断の法理」講座憲法訴訟第2巻24ページは、「解釈である以上、解釈として合理的に可能な範囲にとどまるべきであり、それを超えれば、いかに明確化に成功しようと、法律の「書き直し」であり、立法権のさん奪といわなくてはならない。」と解説しているところである。

これを本件についてみると、法3条1項について、原判決の上記(1)のように、一部違憲無効として準正要件を不要とすることは、あまりに文理と乖離するもので、合理的に可能な解釈の範囲を超えることは明らかである

し、立法目的の合理性の理解について誤りがあることは、前記(2)のとおりである。そうである以上、原判決のような合憲解釈は許されないというべきである。

- (4) 原判決は、要するに日本人父から認知を受けた非嫡出子について、日本国籍の取得要件とその手続を新たに創設し、国籍取得要件の範囲を拡張するものであって、司法による政策選択・立法というほかなく、国籍取得要件の定め方を立法政策にゆだねた憲法10条の趣旨に反し、憲法81条に基づく違憲立法審査権の範囲を逸脱するものである。

第3 法3条1項は憲法14条1項に違反しないこと

1 国籍立法に関する立法裁量の広範性と平等原則の適用

(1) 国籍立法についての立法裁量の広範性

憲法10条は、「日本国民たる要件は、法律でこれを定める。」と規定しているが、前記第2の3のとおり、これは、具体的にいかなる者を我が国の構成員とするかについては、代表民主制の原理に基づき、国会が、全国民を代表する立場において、我が国の歴史的事情、伝統、環境等様々な要因を総合的に考慮して合理的に定めることにゆだねたものである（最高裁判平成14年判決）。
「日本国民たる要件は、法律でこれを定める。」と規定しているが、前記第2の3のとおり、これは、具体的にいかなる者を我が国の構成員とするかについては、代表民主制の原理に基づき、国会が、全国民を代表する立場において、我が国の歴史的事情、伝統、環境等様々な要因を総合的に考慮して合理的に定めることにゆだねたものである（最高裁判平成14年判決）。

このような国籍の得喪に関する憲法の趣旨に照らせば、国籍の得喪に関する要件が、上記のような諸事情を総合考慮して決定されるものであり、その性質上、立法府に与えられている裁量が広範なものであることは明らかである（前掲東京地裁昭和56年3月30日判決参照）。

この点、原判決は、「日本国民を親として生まれてきた子供は、日本国籍を持つことを期待していることが多いことは容易に想像し得るところである。」とし、「立法府に与えられた前記の広範な裁量を理由として、日本国民の子供の間で、国籍の取得につき異なる扱いをすることを当然に肯定

することはできない』と判示する（17ページ）。

しかしながら、両親とも日本国民であればそのとおりであるとしても、一方の親が外国人であり、その子も当該外国籍を有して当該外国に生活の基盤がある場合まで想定すれば、そのような子が日本国籍を持つことを期待していることが多いという立法事実があると断言する原判決の判断が合理性に乏しいことは明らかである。このような者にどのような要件と手続によって日本国籍を取得させるかは、まさに国会において、国民の意識や我が国の歴史的事情、伝統、環境等様々な要因を総合的に考慮して決定することが期待されているのであり、裁判所の価値判断において決定されるべきものではない。

(2) 国籍立法と憲法14条の平等原則

ア 憲法14条1項は合理的な根拠に基づく差別を禁止するものではないこと

憲法14条1項は、「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」と法の下に平等を定めているが、同規定は合理的理由のない差別を禁止する趣旨のものであって、各人に存する経済的、社会的その他種々の事実関係上の差異を理由としてその法的取扱いに区別を設けることは、その区別が合理的な根拠に基づくものである限り、何ら同規定に違反するものではない（最高裁昭和39年11月18日大法院判決・刑集18巻9号579ページ、最高裁昭和39年5月27日大法院判決・民集18巻4号676ページ等参照）。したがって、国籍の得喪に関する法律の要件における区別についても、それが合理的な根拠に基づくものである限り、何ら憲法14条1項に反するものではない（最高裁平成14年判決）。

イ 合理的な根拠に基づく差別であるか否かについての審査基準

✓
(7) 憲法は、前記(1)のとおり、いかなる者を我が国の構成員とするかの具体的決定を、我が国の歴史的事情、伝統、環境等の諸事情を総合考慮したところに基づく立法府の広範な裁量にゆだねているのであるから、国籍の取得に関する法律の要件における区別について、憲法14条1項違反の問題を生じ得る場合は極めて限定されるというべきである。等しく日本国民の子でありながら、国籍法上、日本国籍を取得できる者と取得できない者が存在することがあったとしても、立法府が採用した立法政策上の区別に合理的な根拠があり、いまだ立法府に与えられた合理的な裁量判断の限界を超えていないと認められる限り、合理的理由のない差別とはいえず、これを憲法14条1項に反するものということとはできない。

(イ) そして、この合理性の有無を判断する「合理性の基準」とは、①立法目的が正当であり、②具体的な取扱い上の違いが同目的達成に合理的に関連していることをもって足り、違憲を主張する側がいかなる合理的根拠に基づいても支持することができないことを証明する責任を負うとする基準とされている（野山宏・最高裁判所判例解説民事篇平成7年度643, 644ページ）。

2 国籍取得に関する立法主義と国籍法の制定及び改正の経緯等

(1) 国籍の取得に関する立法主義

既に述べたとおり、国籍取得の要件は、その国の歴史的沿革、伝統、環境等様々な要因を考慮して定められるものであり、実際に、各国の国籍取得の要件は多種多様である。

しかし、「いずれの国の立法例も、自国の構成員の中核として、一定範囲の者に出生と同時に自国の国籍を付与するものとしており、出生は、最も重要かつ基本的な国籍の取得原因である」。出生による国籍の付与に関する立法例は、血統主義と生地主義に大別され、血統主義とは、「自国民

の子として出生した者に対して、自国の領土内で出生したかどうかを問わずに、自国の国籍を付与する主義」（黒木忠正＝細川清「外事法・国籍法」（現代行政法学全集17）277ページ）をいい、「同一文化を有する同一民族により国家を形成するという民族主義に由来するもの」（同278ページ）である。これに対し、生地主義とは、「父母の国籍のいかんにかかわらず、自国の領土内で出生した子に自国籍を付与する主義であり」、「元来、中世封建制に由来し、自国領内の居住の利益を享受する者に自国籍を付与して自国民としての義務を負担させるという思想に基づくものと考えられるが、現代においては、移民受け入れ国において、移民の子孫に自国籍を付与し、その定着、同化、宥和を促進する機能を有する点に特色がある」（同ページ）とされている。

諸国の国籍法は、この二つの主義のいずれかを基礎としているものの、「国際的な人的交流が活発な現代においては、その一方の主義を徹底することは、困難である。場合によっては、自国との実質的な関連のない者に国籍を付与し、あるいは自国との関連の強い者に国籍を与えない結果となり、また、国籍の積極的又は消極的な抵触の防止の理想も達成できないこととなるからである。したがって、諸国の立法例においては、原則としては血統主義又は生地主義のいずれか一方によりつつも、程度の差異はあれ、他方の要素をも考慮して、出生による国籍付与の要件を定めている」（同278、279ページ）。我が国の国籍法も、昭和25年に廃止された従前の国籍法（明治32年法律第66号。以下「旧国籍法」という。）以来、伝統的に血統主義を採用しているものの、地縁的要素をも加味し、日本で生まれた場合において、父母がともに知れないとき、又は国籍を有しないときは、子は出生により日本国籍を取得するとしている（法2条3号、旧国籍法4条、前掲「外事法・国籍法」279ページ）。

(2) 我が国における国籍立法の沿革

我が国の国籍立法は、諸外国と同様、沿革的に、国民共同体中に存在する様々な共同体のうち夫婦とその子から成る家族共同体を基本的な共同体と位置づけ、夫婦国籍同一主義や家族一体主義により、家族の密接な結合関係のうちに国籍を付与すべき関係を見いだしてきた。血統主義は、この家族一体主義の一環と位置づけられてきたものである。

ア 旧国籍法（明治32年法律第66号）

旧憲法18条に基づき明治32年4月1日から施行された旧国籍法は、①生来的国籍取得に関する血統主義の採用、②国籍自由の原則の採用、③国籍抵触防止、④夫婦国籍同一主義及び家族一体主義の原則の採用、⑤家族制度に対する考慮を基本原則とするものであった。立法に当たって特に重要視された点は、第1に「我国特有の家族制に適せしむること」、第2に「国籍の衝突を避くること」とされている（平賀健太・国籍法上（乙第13号証、以下「平賀上巻」という。）133、134ページ）。同法では、国籍に関する夫婦一体主義及び家族一体主義が広汎に採用され、また、家族制度の要請によって諸外国の立法にその類例をみない入夫婚姻及び養子縁組に国籍付与の効果をみとめ」（平賀上巻136、137ページ）ており、家族共同体を基礎として国籍を付与すべき関係が見いだされていた。

イ 現行国籍法の制定（父系血統主義）

現行の国籍法は、個人の尊厳及び両性の本質的平等を立法の基本原則とする現行の憲法が制定され、従来の民法上の家制度が全面的に改正されたことに伴って、旧国籍法を廃止して新たに制定されたものであり、昭和25年5月4日に公布され、同年7月1日に施行されたものであるが（昭和25年法律第147号。以下、昭和59年改正前の法を「昭和25年法」という。），「実質的には旧国籍法中の改正憲法及び改正民法に抵触する部分について改廃を加え、その他の部分については旧国籍法

の建前が細部の変更を除きそのまま維持されている」（平賀上巻 139 ページ）。

すなわち、昭和 25 年法においては、憲法 24 条による個人の尊厳及び両性の本質的平等の保障の精神に反することを理由に、旧国籍法中の家制度に立脚する規定及び婚姻、養子縁組、認知、離婚等の身分行為に基づく国籍の得喪の制度が廃止され、身分行為は、国籍に影響を及ぼさないものとされ、同様に、夫又は父母の国籍の変更は、当然に妻及び子の国籍の変更を生ずるとの旧国籍法の規定が廃止され、妻及び子について国籍法上の独立の地位が認められた（前掲「外事法・国籍法」266 ページ参照）。

一方、出生による国籍の取得については、従来我が国で採用されてきた父系血統主義を維持し、原則として父が日本国民であるときに子は日本国籍を取得するものとした。これは、①憲法は、国籍に関する事項を立法府の裁量にゆだね、日本国民の子に日本国籍を取得する権利又は日本国民たる父母が子にその国籍を承継させる権利を保障していないこと、②したがって、父系血統主義は、父に対して母の権利を差別したものであること、③血統主義を採用する諸外国の立法例では父系血統主義が採用されているので、父系血統主義は重国籍の防止に有効であること等の理由に基づくものである（前掲「外事法・国籍法」267 ページ）。

この血統主義については、「家族共同体は純然たる血縁関係を基礎とする共同体であり、この共同体を通じて民族の文化的伝統は親から子へと伝承されてゆく。してみれば民族を中核とする国家の成員たる資格も親から子へ伝来されると考えることはしごく当然なことといわねばならない。ここに血統主義による国籍決定の合理的な根拠が見いだされる。」と説明されている（平賀健太・国籍法下（乙第 14 号証）201, 202 ページ）。このように、法の採用した血統主義も、夫婦とその間

の子という家族共同体を国民共同体を構成する基本的単位にとらえ、血縁に基づく家族の結び付きを通じて民族の文化的伝統が継承されることに、国籍を付与するにふさわしい関係が見いだされているものであり、単純に「血のつながった」「実子」に国籍を与える制度とは理解されていない。

そして、日本人の子の出生後の国籍取得については、すべて自由意思に基づく帰化によることとされ、日本人の家族としての結合関係に考慮した、現行法の8条と同趣旨の簡易な帰化制度が設けられたもので、日本に住所を有する場合に、素行が善良で（4条3号）、帰化による国籍の抵触を生ぜず（同条5号）、日本国憲法又は政府を暴力で否定しようとする者でない限り（同条6号）、帰化によって国籍を取得することができた。

ウ 昭和59年改正（昭和59年法律第45号）

(7) 父母両系血統主義の採用

その後、日本社会の国際化に伴って、多数の外国人が我が国に定住し、涉外婚姻が増加した結果、日本国民たる母の子で日本国籍を有しない者が増加したこと、両性平等意識の高揚により、母を日本国民とする子についても国籍を付与すべきであるとする世論が高まったこと、さらに、父系血統主義から父母両系血統主義に改める国が続出し、我が国のみが父系血統主義を維持しても、将来にわたり重国籍の発生を防止することが困難になったことなどの国際情勢、社会情勢の変化を背景とし、直接には、昭和54年（1979年）に第34回国際連合総会において採択された「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の批准を契機として、昭和59年、国籍法の大幅な改正がされた（前掲「外事法・国籍法」269、270ページ）。

その結果、従来の父系血統主義に代わって、出生の時に父又は母の

いずれか一方が日本国民であれば、子は出生により日本国籍を取得するものとする、父母両系血統主義が採用された（法2条1号）。

最高裁平成14年判決は、この父母両系血統主義について、「法2条1号は、日本国籍の生来的な取得についていわゆる父母両系血統主義を採用したものであるが、単なる人間の生物学的出自を示す血統を絶対視するものではなく、子の出生時に日本人の父又は母と法律上の親子関係があることをもって我が国と密接な関係があるとして国籍を付与しようとするものである。」と判示している。同じく血統上の日本国民の子であっても、出生時における法律上の親子関係の有無により国籍取得の要件が異なることは、血統を絶対視する立場からは、不均衡との批判があり得ようが、血統という単なる生物学的要素を絶対視せず、親子関係により我が国との密接な結合が生ずる場合に国籍を付与するとの法の基本的政策からは、当然の帰結とされ（前掲細川民事月報13ページ）、上記最高裁判決もこの理を認めたものである。そして、「元来、血統主義が立法政策として合理性を有する所以は、自国民の子は、通常自国民の家族に包摂されることによって、実質上自国民の社会の構成員になるので、自国の構成員とするのに適当であるとの価値評価が可能だからである。したがって、右のような評価が成立しない場合にも血統のみにより国籍を付与すべきだとすることは、合理的な立法政策論とはいいがたい。」「改正法においては、右のような事情を考慮し、出生による国籍の取得につき血統主義の原則を維持しつつ、血統主義を絶対視せず、準正による国籍の取得（新法3条）、留保制度の適用範囲の拡大（新法12条）、不留保者の国籍の再取得（新法17条1項）、経過措置による国籍の取得の特例（改正法附則5条、6条）等において、出生地の如何による地縁の有無、本人の意思、年齢等血統以外の要素も考慮し、我が国と真実の結合関係の

ある者に日本国籍を付与することとなるように配慮している」(前掲
細川民事月報10, 11ページ)とされている。

(4) 届出による国籍の取得制度の創設

昭和59年改正では、父母両系血統主義が採用されるとともに、旧
国籍法及び昭和25年法下において認められていた出生等による国籍
の当然取得及び帰化等法務大臣の許可による国籍取得の方法に加え、
準正子など法定の要件を備える者が、法務大臣に対し届出をすること
によって当然に日本の国籍を取得するという制度が新たに設けられた
(法3条, 17条, 昭和59年改正法附則5条, 6条)。この届出に
よる国籍取得は、血統主義の補完あるいは実質的な日本国籍の再取得
(回復)の見地から、ある者が我が国と特別な関係にある場合に、そ
の者が日本国籍の取得を欲するならば、帰化のように法務大臣の裁量
による許可を要することなく、法務大臣への意思表示(届出)のみに
よって簡易に日本国籍を取得することを認めようとするものである。
そして、この届出による日本国籍取得の効力は、その届出の時に生ず
ることとされており(法3条2項, 17条3項等)、効力発生につき
官報告示を要とする制度(法10条参照)も採られていないので、
届出が適法なものである限りこの届出によって確定的に日本国籍を取
得するものである(前掲「外事法・国籍法」301ページ)。

3 我が国における国籍付与の基本理念は家族関係に由来する我が国との密接 な結合関係にあること

(1) 我が国における国籍付与の基本理念

前記2で述べたような我が国における国籍立法の沿革をみれば、法は、
夫婦とその子から成る家族共同体を国民共同体の中の最も基本的な共同体
と位置づけ、家族関係に由来する我が国との密接な結合関係のうちに国籍
を付与するにふさわしい関係を見いだしているということができる。すな

わち、血縁的な家族関係を通じて我が国の言語、生活様式その他の文化的伝統が継承される実態があることから、日本人家族への同化という我が国との密接な結合関係が認められたときに国籍を付与するというのが法の基本理念というべきである。

したがって、法は、我が国との密接な結合関係こそを国籍付与の基本理念とし、法2条1号においては父母両系血統主義を、法3条1項においては準正要件その他同項の要件を、それぞれその密接な結合関係をとらえる指標と位置づけたものである。

(2) 血統主義は出生による国籍付与に関する立法主義の一つにすぎず、これを絶対視すべきではないこと

この点、原判決は、法3条1項の基本的思想は、「同法2条1号によっては日本国籍を付与されなかった日本国民の実子についても父母両系血統主義をより拡充、徹底する」(25ページ) ことにある、国籍法の解釈上、「我が国との強い結び付きないし帰属関係や、日本人の親との家族関係ないし生活の一体化等を、父母両系血統主義と並び立つような重要な理念と位置付けることは相当ではない」(36ページ) と判示し、父母両系血統主義が、出生による国籍を取得しなかった者に国籍を取得させる場合にも妥当し、かつ準正等によって認められる我が国との結合関係よりも重視すべき理念であるにとらえている。

しかしながら、父母両系血統主義は、国籍を付与するにふさわしい我が国との密接な結合関係を示す様々な指標の中で、人の出生と同時にこれを見いだし得る指標として、生来的な国籍取得について用いられたものであって、出生による国籍付与に関し複数存在する立法主義の一つにすぎない。

また、生来的な国籍の取得について血統を絶対視することなく、法律上の親子関係に基づく我が国との密接な関係の有無によって差異を設けることが不合理でないことは、最高裁平成14年判決も認めるところである。

したがって、生後認知の場合に、準正等によって認められる我が国との結合関係よりも、父母両系血統主義を重視すべきであるとする原判決の判断は、我が国における国籍付与の基本理念を誤解するものであり、失当である。

4 法3条1項の準正による国籍取得制度の合理性

(1) 内 容

法3条1項に定める準正による国籍取得の制度は、前記2(2)ウ(i)のとおり、昭和59年改正により新設された届出による国籍取得の制度の一つであって、「父母の婚姻及びその認知により嫡出子たる身分を取得した子で20歳未満のもの（日本国民であつた者を除く。）は、認知をした父又は母が子の出生の時に日本国民であつた場合において、その父又は母が現に日本国民であるとき、又はその死亡の時に日本国民であつたときは、法務大臣に届け出ることによつて、日本の国籍を取得することができる」と定める。

(2) 法3条1項の立法目的の合理性

法3条1項が一定の準正子に届出による国籍取得を認める制度を創設した趣旨は、次のとおりである。

すなわち、父母両系血統主義（法2条1号）によれば、日本人母の子は、父が外国人であっても、子の嫡出又は非嫡出を問わず、出生により日本国籍を取得するが、日本人父の子は、母が外国人であれば、出生時に父子関係が確定している場合（子が嫡出子である場合又は父から胎児認知されている場合）でなければ、出生により日本国籍を取得しない。このことは、日本人父の子に着目すれば、父母の婚姻が子の出生の前であるか後であるかによって、子の国籍に大きな差異が生ずることを意味し、制度の均衡上考慮する必要がある。特に我が国では往々にして、子が生まれてから婚姻の届出をするということも少なくないことを考えると、このような準正子

については、帰化の手続によることなく、実質的に血統主義の補完措置として、より簡易な方法による日本国籍の取得を認める必要がある。また、親と生活関係を同一にする未成年の嫡出子は、親と同一の国籍であることが望ましく、日本人父の準正子は、父母の婚姻及びその認知によって嫡出子たる身分を取得したことにより、通常は、日本国民の家族関係に包摂され、我が国との密接な結合関係を有することが明らかとなったものであるから、その者の意思により簡易に日本国籍を付与することが実質上適当である（前掲「外事法・国籍法」304ページ、前掲細川民事月報16ページ、第101回国会衆議院法務委員会議録第5号（乙第15号証）18ページ4段目、同第10号（乙第16号証）2ページ3、4段目）。

以上のとおり、法3条1項は、昭和59年改正によって、出生による国籍の取得について父母両系血統主義が採用された際に、日本人父の子の出生が父母の婚姻の前であるか後であるかだけの違いによって国籍取得の在り方に違いが生ずることの不均衡をできる限り是正することを目的として新設された制度であり、「父母の婚姻」が要件とされたのは、非嫡出子を差別することを目的としたものではない。

したがって、法3条1項の立法目的が不合理であるということとはできない。

(3) 準正によって嫡出子となった子と非嫡出子との間に国籍取得の在り方についての差が生ずることも何ら不合理ではないこと

法3条1項は、結果として、等しく日本人父の認知を受けた外国人母の子のうち、父母が婚姻した準正子とそうでない非嫡出子との間に日本国籍取得の在り方について差異を生じさせることになるが、この点についても何ら不合理とはいえない。

ア 法3条1項の準正要件は合理的な要件であること

上記(2)のとおり、法3条1項は、準正子の場合には、日本人の父との

間の親子関係が密接なものとなるから、このような準正子に生じる我が国とのより強い結合関係に注目し、準正子に届出による国籍取得を認めたもので、この点にも合理性がある。

すなわち、そもそも、民法789条に定める準正の制度は、非嫡出子について父母の婚姻及びその認知があった場合に、法の擬制によってその子に嫡出子たる身分を与えることとした制度である（中川善之助編「注釈民法（22）I」355ページ（岡垣学））。非嫡出子は、母の氏を称し（民法790条2項）、原則として母の親権に服する（同法819条4項）とされていて、非嫡出子の父子関係は、法制度上も、実際上も、結合関係、すなわち生活の同一性が希薄である。ところが、準正子である未成年の子は、その準正のときから当然に母と共に父の親権に服し（民法818条1項、3項）、出生時から嫡出子であった子と同様、父母の下で監護・教育を受けて成長することが、民法上当然に予定されている（同法820条以下）。

このように、準正子と非嫡出子との間には法制度上の差異があり、準正子の場合には、父と子の親子関係が非嫡出子より強いものとされている。そのため、日本人父との親子関係が準正によって強くなった場合に、我が国との密接な結合が生ずるものとして国籍を付与するとの立法政策を採り、届出による国籍取得を認めることについては十分な合理性がある。大橋寛明・最高裁判所判例解説民事篇平成9年度（下）1251ページも、「実の父が母と法律上の婚姻関係にあるか否かは、父と子の親子関係の強さに違いがあり、子の日本国籍取得における取扱いを区別する合理的根拠といい得るであろう。」としている。

イ 我が国は法律婚尊重主義の法政策を採用していること

そして、上記のような立法政策を採ることは、法律婚尊重主義という我が国の基本的な法政策にも整合するものである。

すなわち、家族関係に関する我が国の伝統、社会事情、国民の意識等を考慮して法律婚を尊重するという基本理念に基づき、嫡出子と非嫡出子とは、種々異なる取扱いを受けており（民法790条2項、819条4項、900条4号ただし書）、嫡出子と非嫡出子との間で異なる扱いをすること自体は不合理なものではない。このことは、民法における両者の取扱いの差異に関する今日までの諸判例からも明らかである。

例えば、非嫡出子の相続分を嫡出子の相続分の2分の1と定めた900条4号ただし書前段の規定については、憲法14条1項に違反しないことは、最高裁によって繰り返し判示されているところである（最高裁平成16年10月14日第一小法廷判決・判例時報1884号40ページ、最高裁平成15年3月28日第二小法廷判決・判例時報1820号62ページ、最高裁平成15年3月31日第一小法廷判決・判例時報1820号62ページ、最高裁平成12年1月27日第一小法廷判決・判例時報1707号121ページ、最高裁平成7年7月5日大法廷決定・民集49巻7号1789ページ）。

このうち、最高裁平成7年7月5日大法廷決定は、相続制度を定めるに当たっての合理的な裁量を立法府に認めるに当たり、民法900条4号ただし書前段の規定の立法理由について、「法律上の配偶者との間に出生した嫡出子の立場を尊重するとともに、他方、被相続人の子である非嫡出子の立場にも配慮して、非嫡出子に嫡出子の2分の1の法定相続分を認めることにより、非嫡出子を保護しようとしたものであり、法律婚の尊重と非嫡出子の保護の調整を図ったものと解される。」として、現行民法が法律婚主義を採用している以上、このような立法理由にも合理的な根拠があると判示している。

前記判示の根底には、婚姻や家族に対する価値観が多様化したといわれる現代社会においても、なお、「法律婚を尊重すべき」という法律婚

を基調とする家族観や社会倫理が根強く存在し、法律婚を保護することが、法律婚に基づく家族に社会経済上の一体性が認められる場合が多いという社会実情に合致し、国民感情に沿うとの判断があるものと考えられる。このことは、我が国における非嫡出子の出生率をみても明らかであり、年々増加する傾向にあるとはいえ、2001年現在でわずか1.7パーセントにすぎず、我が国における基本的な共同体としての夫婦とその間の子の家族共同体は今なお法律婚を中心として成り立っていることが、法制度上のみならず社会実態としても確認できる（乙第17号証）。

そうすると、国籍取得の要件を定めるに当たっても、法律婚尊重主義という我が国の家族観に基づき、準正によって日本人の父との間の親子関係がより密接となったものと理解し、そのような準正子に生ずる我が国とのより強い結合関係に注目して、届出による国籍取得を認めるということは不合理なことではなく、これを裁判所の価値判断によって不合理とすることはできない。

ウ 日本人父の非嫡出子に「極めて大きな不利益」が生ずるとはいえないこと

(7) 原判決の判示

原判決は、法3条1項に従うと、「父が日本国民である非準正子に限り、届出をしても日本国籍を取得することができないことは、相対的に見て、極めて大きな不利益である」（31ページ）と判示し、同項が不合理であるとする根拠とするものである。しかし、法は、父が日本国民である非準正子に日本国籍を取得させないとしているわけではなく、法3条1項の要件を満たさない日本人父の子については、昭和59年改正によって法3条1項が新設される以前から、要件が極めて緩和された簡易な帰化手続の対象とし（現行法8条1号）、これに

よって国籍を取得させることを予定しているのである。父母が婚姻した準正子とそうでない非嫡出子との間には、国籍取得の在り方について制度上の差異が生じているにすぎず、これをもって「極めて大きな不利益」が生ずるとはいえない。法3条1項の憲法14条1項適合性を検討するためには、国籍法全体がどのような立法政策を採用しているかを検討しなければならない。

(イ) 法3条1項の要件を満たさない日本人父の子を法8条1号の簡易帰化制度の対象とした立法政策に不合理な点はないこと

帰化の一般条件は、①引き続き5年以上日本に住所を有すること（法5条1項1号（住所条件））、②20歳以上で本国法によって行為能力を有すること（同2号（能力条件））、③素行が善良であること（同3号（素行条件））、④自己又は生計を一にする配偶者その他の親族の資産又は技能によって生計を営むことができること（同4号（生計条件））、⑤国籍を有せず、又は日本の国籍の取得によってその国籍を失うべきこと（同5号（重国籍防止条件））、⑥日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを企て、若しくは主張し、又はこれを企て、若しくは主張する政党その他の団体を結成し、若しくはこれに加入したことがないこと（同6号（憲法遵守条件））と定められている。

これに対し、法8条1号は、日本国民の子（養子を除く。）で日本に住所を有する外国人については、法5条1項1号、2号及び4号の条件を備えないときでも、帰化を許可することができるとし、法5条に規定する一般的許可条件のうち、素行条件、重国籍防止条件及び憲法遵守条件を具備すれば足りるものとしているのである。

そして、簡易帰化の申請者が幼少である場合には、帰化条件のうち素行条件及び憲法遵守条件に抵触する可能性は極めて低いと考えられ

る。また、重国籍防止条件については、法5条2項において「法務大臣は、外国人がその意思にかかわらずその国籍を失うことができない場合において、日本国民との親族関係又は境遇につき特別の事情があると認めるときは、その者が前項第5号に掲げる条件を備えないときでも、帰化を許可することができる。」と定められていることから、日本人の子の場合には、その者の本国法によれば日本への帰化によって当該本国の国籍を失わない場合であっても、帰化により日本国籍を取得することができるのである。

この点について、昭和59年改正法案の審議を行っていた第101回国会衆議院法務委員会において、政府委員である当時の法務省民事局長枇杷田泰助は、委員からの「今度新法になったことに伴うところの簡易の帰化の制度、こういうものからすると、その要件に当たるものについては、その要件が大変形式的でございますから、ほとんど許可にならないということはないということになりましょうか。」との質問に対し、「大体そのようにお考えいただいて間違いないと思います。」（第101回国会衆議院法務委員会議録第5号（乙第15号証）18ページ1段目）旨答弁しているところでもある。

簡易帰化を含めた帰化制度一般の不許可率は、平成8年から平成17年の統計によれば、年によって多少の増減はあるものの、約0.56パーセントから多くても約1.44パーセントにすぎず、最近10年間を通していても帰化一般の不許可率自体が極めて低いことが確認されており（乙第18号証）、通常の帰化よりも要件が緩和されている簡易帰化の場合はなおさら不許可率が低いことが容易に推認できる。

したがって、未成年者である非準正子についてはその帰化は実質的にほぼ無条件に近いことになるから、法3条1項の要件を満たさない日本人父の子を法8条1号の簡易帰化制度の対象とした立法政策に不

合理的な点はない。法3条1項が「極めて大きな不利益」を生じさせる
とする原判決の判断は誤りである。

エ 日本人父の非嫡出子についても届出のみによる国籍取得を認めること
は偽装認知を助長させるおそれも否定できないこと

原判決は、「国籍法3条1項における準正要件を不要とした場合に、
虚偽認知の危険性が飛躍的に高まるという社会的事実が認められるかど
うかについては疑問が残り、直ちにこのように推認することはできない
といわざるを得ない。」（原判決49ページ）として、偽装認知の危険性
は法3条1項の合理性の理由にならない旨判示する。

しかし、一夫一婦制の法律婚主義を採用している現行の法制下におい
ては同時に複数の偽装結婚を成立させることは法律上不可能である。ま
た、結婚に至る経緯や同居の有無等によって偽装結婚であるか否かは比
較的判明しやすい。

これに対し、認知の場合は、「認知をするには、父又は母が未成年者
又は成年被後見人であるときであっても、その法定代理人の同意を要し
ない。」（民法780条）、「認知は、遺言によっても、することができる。
」（同法781条2項）とされていることや、強制認知には期間制限
がなく、死後認知にだけ死後3年間という制限がついているものの（同
法787条ただし書）、出生時から何年という規定の仕方になっていな
いことなどからすれば、比較的容易に行うことができ、しかも、認知の
回数に制限はないため、複数の偽装認知を同時に行うことも可能である。
また、血液検査やDNA検査でもしない限り、偽装であるか否かを見極
めることは困難である。その上、このような検査は、対象者から任意の
協力を得られない限り実施をすることができないが、このような協力を
得ることが困難であることは明らかである。

これらの事情にかんがみれば、生後認知のみで届出制により日本国籍

を取得できることとなれば、不法残留者等が、偽装認知により届出制を利用して子供の日本国籍を取得した上で、自己の在留特別許可を得ようとするなどの事態が頻発するおそれは容易に推認できるのであって、このような偽装認知が横行するおそれがあることも、生後認知のみの場合を届出制の対象外とした法3条1項の合理性を根拠づけるものといえる。

オ 諸外国の立法例は我が国には直ちに妥当しないこと

原判決は、「一般論としていえば、嫡出子と非嫡出子の法制度上の平等化は、時代のすう勢であるともいえる」(45ページ)、「最近の諸外国の国籍取得制度においては、非嫡出子に対し、国籍取得のために準正要件を要求する国は少数であって、準正要件を必要としない国の方が多数存在し、かつ、それが増える傾向にあることが認められる」(55ページ)などと指摘する。

確かに、特に欧米諸国などでは、国籍取得要件として準正を要求していない国が増加する傾向が認められるが、国籍立法は、本来、それぞれの国の事情によるべきものであって、我が国と欧米諸国とでは非嫡出子をめぐる状況が全く異なっている。

例えば、我が国について既に述べた非嫡出子の出生率を見ても、2002年の統計によれば、スウェーデンが56パーセント(1980年の統計では39.7パーセント)、デンマークが44.6パーセント(同33.2パーセント)、フランスが44.3パーセント(同11.4パーセント)、イギリスが40.6パーセント(同11.5パーセント)、アメリカ合衆国が34パーセント(同18.4パーセント)、アイルランドが31.1パーセント(同5パーセント)、オランダが29.1パーセント(同4.1パーセント)、カナダが28.9パーセント(同12.8パーセント)、ドイツが25パーセント(但し2001年の統計。1991年の統計では15.1パーセント)、スペインが21.8パー

セント（１９８０年の統計では３．９パーセント）、イタリアが９．７パーセント（但し２０００年の統計。１９８０年の統計では４．３パーセント）というように、それぞれ約１０年ないし２０年前に比べて非嫡出子の出生率が大幅に増加している上、その割合は、我が国をはるかに上回っている（乙第１７号証）。

このように、特に欧米諸国においては、非嫡出子の増加が顕著であり、それに伴う事実婚の増加も当然想定されるのであって、これら諸国において法制度上の嫡出子と非嫡出子の平等化の動きが進んだのは、そのような立法行為を支える社会的事実の変化があったことによるものと推測されるところである。これに対し、我が国が、我が国固有の事情に応じた国籍立法を維持することには十分な合理性がある。

５ 法３条１項は憲法１４条１項に違反しないこと

前記１（２）イのとおり、法３条１項が憲法１４条１項に適合するか否かは、「合理性の基準」が妥当するから、①立法目的が正当であり、②具体的な取扱い上の違いが同目的達成に合理的に関連していれば、違憲とはいえない。

これを本件についてみると、準正により日本国民の嫡出子たる身分を取得した者に届出による国籍の取得を認める法３条１項は、昭和５９年改正によって、出生による国籍の取得に関する父系血統主義の規定が改められ、父母両系血統主義が採用された際に、日本人父の子の出生が父母の婚姻の前であるか後であるかだけの違いによって国籍取得の在り方に違いが生ずることの不均衡をできる限り是正することを目的として新設された制度であり、非嫡出子を差別することを目的としたものではない。このような法３条１項の立法目的が不合理であるということはできず、立法目的は正当である。

国籍法が上記のような立法政策を採った結果、等しく日本人父の認知を受けた外国人母の子のうち、父母が婚姻した準正子とそうでない非嫡出子との間に日本国籍取得の在り方について差異が生ずることになるが、準正子の場

合には、法制度上非嫡出子と比べて父と子の親子関係がより密接なものとされているから、このような準正子に生じる我が国とのより強い結合関係に注目し、準正子に届出による国籍取得を認めることは何ら不合理ではない。このような立法政策は、前記4（3）イのと通りの法律婚尊重主義という我が国の基本的な法政策全般とも良く整合する。そして、法3条1項の要件を満たさない日本人の子については、法8条1号による要件が極めて緩和された簡易な帰化手続の対象とされているのであり、このような法の立法政策には十分な合理性がある。

してみると、法3条1項の立法目的は正当であり、その結果、準正子とそうでない非嫡出子との間に日本国籍取得の在り方について差異が生ずることも、同目的達成に合理的に関連しているというべきであるから、法3条1項は憲法14条1項に違反するものではない。

法3条1項が憲法14条1項に違反するとした憲法判断は、日本人父の認知を受けたにすぎない子の不利益を誤って過大評価し、更には、国籍取得に係る法の基本理念を誤ったところに基づくものであって、失当である。

第4 結論

以上のとおり、被控訴人らが日本国籍を有することを認めた原判決は、その判断自体に憲法81条に規定された違憲立法審査権を逸脱して行使した誤りがあるほか、憲法14条1項及び法3条1項の解釈を誤ったものであるから、取消しを免れず、被控訴人らの請求は速やかに棄却されるべきである。